

九十九里地域水道企業団公告

一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法施行令第167条の6の規定により一般競争入札を次のとおり実施します。

令和5年3月3日

九十九里地域水道企業団
企業長 田 中 豊 彦

1 一般競争に付する事項

- (1) 件 名 次亜塩素酸ナトリウムの購入
- (2) 納 入 場 所 山武郡横芝光町傍示戸1026番地
東金市松之郷3761番地1
長生郡長柄町山之郷483番地27
- (3) 一般競争入札 郵便入札・事後審査方式
- (4) 納 入 期 間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (5) 本 件 の 概 要
 - ア 目的
本件は、九十九里地域水道企業団が浄水処理に使用する水道用次亜塩素酸ナトリウムを購入するものである。
 - イ 概要
 - (ア) 年間購入予定数量 1, 416, 400kg
 - (イ) 月最大購入予定数量 124, 420kg
- (6) 予 定 価 格 落札決定後公表
- (7) 最低制限価格 無
- (8) 入札保証金 免除
- (9) 契約保証金 無
- (10) 契約方法 単価契約
- (11) 入札書記載金額 1kg当り（入札金額には、消費税及び地方消費税相当額は含めないものとする。）
- (12) 支 払 方 法 月払い

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本件の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

- (1) 本件の公告日前に効力を有する令和3・4・5年度九十九里地域水道企業団建設工事等資格者名簿「物品・委託用」に登録されているもののうち、(大分類)5・薬品、(中分類)3・次亜塩素酸ナトリウムについて希望の登録がある者。
- (2) 本件の公告日から本件の開札の日までの間に、九十九里地域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていない者。
- (3) 本件の公告日前に千葉県内に本店又は支店等(契約の締結及び履行に関する一切の権限を受けている者を置く。)がある者。
- (4) 公告日から起算して過去10年間において、上水道事業体又は水道用水供給事業体へ水道用次亜塩素酸ナトリウムを納入した実績を有する者。
- (5) 本件で納入する次亜塩素酸ナトリウムの代理店・特約店証明の提出ができる者。
- (6) 次亜塩素酸ナトリウム購入仕様書を満たしている製品を年間購入予定数量及び月最大購入予定数量を納入できる者。
- (7) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本件の開札日前6か月以内に手形・小切手を不渡りした者。
 - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定が本件の公告日までにされていない者。
 - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定が本件の公告日までにされていない者。

3 開札の場所及び日時

- (1) 場 所 九十九里地域水道企業団第2会議室
東金市東金769番地2
- (2) 日 時 令和5年3月22日(水) 午前・~~午後~~ 10時00分

4 設計図書の閲覧方法

原則として、企業団ホームページからのダウンロード又は、企業団窓口での閲覧となります。

5 入札書の郵送方法

- (1) 郵送方法 一般書留又は簡易書留
- (2) 到着期限 令和5年3月20日(月)午後5時必着
- (3) 送付先 〒283-0802

東金市東金769番地2

九十九里地域水道企業団 総務課 管財班行

ア 郵送は外封筒(角形2号程度)及び中封筒(長形3号程度)の2重封筒としてください。

外封筒には入札書を同封した中封筒、誓約書、入札参加資格確認申請書、本件で落札した場合に納入する次亜塩素酸ナトリウムの代理店・特約店証明を入れて封かん(同封されていない場合は入札無効となります。)し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

- (ア) 指定した郵送先
- (イ) 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書在中の旨
- (ウ) 公告した件名
- (エ) 公告した納入場所
- (オ) 開札日
- (カ) 入札者の商号又は名称

イ 中封筒には入札書を入れて封かん及び代表者印により3箇所封印し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

- (ア) 入札書在中の旨
- (イ) 公告した件名
- (ウ) 公告した納入場所
- (エ) 開札日
- (オ) 入札者の商号又は名称

ウ 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書の各々の様式については、企業団ホームページ掲載の入札情報・入札様式よりダウンロードし作成してください。

エ 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書等の書類の日付については、開札日の記入をお願いします。

オ 開札日が同日であっても、外封筒及び入札書は公告ごとに作成してください。封筒の封は糊付けをお願いします。

6 入札回数

入札の回数は3回とする。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問がある場合は、書面でFAX等により提出してください。

- (1) 提出期限 令和5年3月8日(水)午後5時まで
- (2) 提出先 九十九里地域水道企業団 総務課 管財班
TEL 0475-54-0631
FAX 0475-54-2068
- (3) 回答 質問に対する回答は令和5年3月13日(月)にホームページに掲載します。

8 入札の執行

到着期限までに到着した入札書が1通の場合でも、当該入札は執行します。

9 開札の立会

開札の立会については任意ですので、必ず参加しなければならないものではありません。

ただし、参加しなかった場合は再度入札を行うことはできません。

代理人をもって参加する場合は委任状の提出をお願いします。

10 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内(最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内)で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
以下低い価格で入札した者から順次落札候補者として資格審査を行い、後日落札者を決定し、連絡いたします。
- (2) 予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、再度入札を行うものとする。
ただし、初回の入札で無効となった者は、再度入札には参加できない。
- (3) 再度入札においては、入札書を封筒に入れずに提出することができるものとする。
- (4) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者としての順位を決定する。
なお、くじを引かない者があるときは、これに代わり入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 再度入札において落札候補者がいない場合は、当企業団物品等契約事務取扱要綱第14条第1項の規定によるものとする。

11 落札候補者となった場合提出する書類

落札候補者は速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 納入実績として件名・発注機関名・契約金額及び数量等が確認できるもの。

12 その他

- (1) 上記のほか、入札公告及び入札の概要を熟知し、入札書を郵送してください。
- (2) 入札書を投函する前に、再度必ず確認してください。
- (3) 開札日には、再度の入札に備え予備の入札書を持参してください。
- (4) 入札書到達の有無等の問い合わせには、一切対応しません。
- (5) 入札参加者は、ホームページ掲載の入札情報の一般競争入札及び入札約款を熟読し、遵守してください。

次亜塩素酸ナトリウム購入仕様書

令和5年度

九十九里地域水道企業団

(総 則)

第1条 九十九里地域水道企業団（以下「甲」という。）が浄水処理に使用する水道用次亜塩素酸ナトリウムの購入にあたり、納入業者（以下「乙」という。）は契約書に定めるもののほか本仕様書に従い、これを履行しなければならない。

(納入場所)

第2条 納入場所は下記のとおりとする。

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 光浄水場 | 山武郡横芝光町傍示戸1026番地 |
| 年間購入予定数量 | 347, 350kg |
| 購入期間 | 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで |
| (2) 東金浄水場 | 東金市松之郷3761番地1 |
| 年間購入予定数量 | 617, 450kg |
| 購入期間 | 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで |
| (3) 長柄浄水場 | 長生郡長柄町山之郷483番地27 |
| 年間購入予定数量 | 451, 600kg |
| 購入期間 | 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで |

(納入方法及び費用)

第3条 契約後、乙は甲の指示する日時、場所及び方法で納入しなければならない。
その際、計量証明書及び製品の製造元が発行する分析表を提出するものとする。
また、納入に際しては甲の指示に従い、関係法令等を遵守し、事故防止に努め適正な取り扱いを行うものとする。

2 納入は次亜塩素酸ナトリウム専用車に限り、甲の指定する貯蔵庫までポンプ圧送する。なお、納入時は職員の立会いのもと行うものとする。

3 納入及び小運搬に必要な荷役費、運搬費、計量費は乙の負担とする。

(次亜塩素酸ナトリウムの規格)

第4条 乙が納入する水道用次亜塩素酸ナトリウムは、品質管理された原材料を用い、製造工程及び製品についても品質管理されたものであること。

2 製品の品質は、以下の規格のいずれにも適合するものであること。

(1) 水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号以下「省令」という。）第1条第16号別表第1（平成16年度省令第5号・

全面改正) (平成17年厚生労働省告示第125号・一部改正)に掲げる基準に適合するものとする。ただし、最大注入率は100mg/Lとする。

項目	規格
① 有効塩素 %	12.0以上
② 外観	淡黄色の透明な液体
③ 密度(比重) (20℃)	1.16以下
④ 遊離アルカリ %	2以下
⑤ 臭素酸 mg/kg	50以下
⑥ 塩素酸 mg/kg	4000以下
⑦ 塩化ナトリウム %	1.0以下

評価は、日本水道協会規格JWWA K 120:2008-2に基づくものとする。

ただし、塩化ナトリウムについては、上記の値のとおりとする。

(2) 乙は、契約締結後直ちに甲に対して、納入品の製造方法(原料、製品化等)について明記したものを提出しなければならない。

また、製造方法に変更が生じた場合は、納入前に甲と協議しなければならない。

(品質証明書)

第5条 乙は、契約締結後直ちに甲に対して、製造業者が製造する水道用次亜塩素酸ナトリウムが、省令第1条第16号別表第1に掲げる項目に適合することを証明する第三者機関による成績表を初回納入時まで提出しなければならない。

試験方法については、最新の「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン(厚生労働省健康局水道課通知、以下「ガイドライン」という。)及びJWWA Z 109に基づき行うものとする。

なお、日本水道協会等の認証機関による品質認証を受けた薬品については、ガイドラインに基づく試験を省略することができる。ただし、その際には認証を受けたことを証明する書類等を初回納入時まで提出しなければならない。

(品質検査)

第6条 甲は製品の品質検査について、適時製造業者の工場または納入場所において試料を採取し、JWWA K 120:2008-2に基づいて分析検査を行う。

また、その他の項目については、ガイドラインの試験評価によるものとする。

- 2 甲の品質検査結果が不合格の場合、乙は甲の指示に従い、乙の負担で再検査を行わなければならない。

(規格及び品質等の不適合の場合の処置)

- 第7条 乙は、第4条及び第6条の規定に不適合の場合、甲に対し乙の責任において速やかにその処置を講じなければならない。

(計 量)

- 第8条 納入品の計量は甲の計量もしくは計量法に基づく計量証明事業者の計量証明によるものとし、計量証明を納入の都度提出すること。

(損害賠償)

- 第9条 乙が不完全な機器または製品により、甲の構造物・機器等を汚染・損傷および浄水処理に影響または損害を及ぼした場合は、乙の負担で弁償または原形復旧しなければならない。

(補 則)

- 第10条 乙は、契約締結後直ちに甲に対して、安全データシート（SDS）、製造事業者・納入車両一覧・運転職員一覧・メーカー代理店証明書・運送事業者名および緊急時の連絡先を記載した書面（担当者、昼夜の別を含む）を甲に提出するものとする。

なお、記載事項に変更が生じた場合には、直ちに再提出するものとする。

- 2 本仕様書に疑義が生じた場合または明記していない事項が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。